

姫路市工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、本市が締結した工事請負契約（以下「請負契約」という。）に係る工事の成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定めることにより、厳正かつ適格な評定を実施し、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象工事)

第2条 評定は、請負契約に係るすべての工事について行うものとする。ただし、契約課以外において締結した請負契約に係る工事及び姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第27条第1号に規定する軽易な工事等（以下「軽易な工事等」という。）を除くものとする。

(評定の区分)

第3条 評定区分、評定項目及び評定者は、次のとおりとする。

(1) 標準工事（契約金額が1,000万円以上の工事をいう。）

評定区分	評定項目		評定者
工事担当課 評定	1. 施工体制	I. 施工体制一般	主任監督員
		II. 配置技術者	
	2. 施工状況	I. 施工管理	担当課長及び 主任監督員
		II. 工程管理	
		III. 安全対策	
	3. 出来形及び出来ばえ	IV. 対外関係	主任監督員
		I. 出来形	
	4. 工事特性	II. 品質	担当課長
		I. 施工条件等への対応	
	5. 創意工夫	I. 創意工夫	主任監督員
	6. 社会性等	I. 地域への貢献等	担当課長

検査員評定	7. 法令遵守	法令遵守等	検査員
	8. 総合評価技術提案	技術提案履行確認	
	1. 施工状況	I. 施工管理	
	2. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	
		II. 品質	
		III. 出来ばえ	

(注) 建築工事、機械設備工事又は電気設備工事にあつては、「主任監督員」とあ
るのは「監督員」とする。

(2) 小規模工事（契約金額が1, 0 0 0万円未満の工事（軽易な工事等を除き、単
価契約を含む。）をいう。）

評定区分	評定項目		評定者
工事担当課 評定	1. 施工体制	I. 施工体制一般	主任監督員
		II. 配置技術者	
	2. 施工状況	I. 施工管理	主任監督員及 び担当課長
		II. 工程管理	総括監督員及 び主任監督員
		III. 安全対策	
		IV. 対外関係	主任監督員
	3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	主任監督員及 び担当課長
		II. 品質	担当課長
		III. 出来ばえ	
	4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	総括監督員
	5. 創意工夫	I. 創意工夫	主任監督員
	6. 社会性等	I. 地域への貢献等	総括監督員
	7. 法令遵守	法令遵守等	
	8. 総合評価技術提案	技術提案履行確認	

(注) 建築工事、機械設備工事又は電気設備工事にあつては、「主任監督員」とあるのは「監督員」と、「総括監督員」とあるのは「係長又は課長補佐」とする
(工事成績評定表)

第4条 評定は、前条の評定項目ごとに、別に定める姫路市請負工事成績評定基準に基づき、姫路市工事等成績評定システム（以下「評定システム」という。）に入力することにより工事成績評定データ（以下「評定データ」という。）を作成して行うものとする。

(評定)

第5条 評定は、評定点合計の点数区分に応じ次のとおりとする。

評定点合計	評定
85点以上	秀
75点以上85点未満	優
60点以上75点未満	良
40点以上60点未満	可
40点未満	劣

(評定時期)

第6条 評定は、工事完了後請負工事ごとに独立して行うものとする。

(評定の順序等)

第7条 標準工事の評定は、評定システムにより工事担当課において評定者が評定を行った後、工事技術検査室長（指定検査員が工事の検査を行う場合にあっては、工事担当局長）に評定データを送付しなければならない。また、小規模工事の評定は、評定システムにより工事担当課において評定者が評定を行った後、工事技術検査室長（指定検査員（工事担当課長）が工事の検査を行う場合にあっては、工事担当部長）に評定データを送付しなければならない。

2 検査員は、標準工事について前項の規定により送付を受けた評定データに検査員の評定点及び評定点合計並びに評定を評定システムにより入力する。

3 工事技術検査室長は、評定点合計及び評定を契約課長に報告するものとする。

(評定表の保管)

第8条 工事技術検査室長は、評価データを3年間保管するものとする。

(秘密の保持)

第9条 評価の関係者は、評価データに係る秘密の保持に努めなければならない。

附 則

この要領は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和61年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に本市が発注する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に本市が発注する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和3年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 1 日から施行し、同日以後に本市が発注する工事から適用する。